

## 道路整備財源の確保等に関する意見書

道路は、市民生活や地域の経済・社会活動を支えるうえで大切な役割を担い、豊かな生活環境の実現と地方都市の発展を図るため、欠かすことのできない重要な社会資本である。

大都市名古屋の北側に隣接する本市は、恵まれた公共交通機関や高速道路網を背景に、近年、住宅地や工業地の開発が盛んに行われてきた。

こうした急速な開発や流通の効率化が、道路の整備速度を上回ったことにより、交通機能や安全性は、増加する交通や車両の大型化に十分対応できておらず非常に危険な状況である。加えて、高度成長期に造られた道路の老朽化による更新需要の必要性も高くなっている。

このような事態の改善に向け、道路の整備や、維持・修繕に努めているが、財政面から容易に進展していないのが実情である。

また、今後確実に到来する高齢化社会を迎えるにあたり、自立した健康的な生活を支援するため、自転車・歩行者道の整備やバリアフリー化の推進も必要になることから、道路整備は社会的に要求される喫緊の事業である。

これらの課題を計画的に進めるためには、安定的な道路整備の財源を確保することが不可欠である。

こうした状況下において、道路特定財源は、来年度から一般財源化する方針が閣議決定されたところであるが、本市における道路整備費や維持管理費は、一般財源と地方債等だけでは不足し、道路予算の約5割を道路特定財源に頼っているのが実態である。

よって、国においては、地方の実情や意見を十分に踏まえ、次の事項に取り組まれるよう強く要望する。

### 1 道路整備財源の安定的確保と地方財源の充実強化

地方が真に必要な道路整備及び維持管理を計画的に進めるため、必要な財源を安定的かつ十分に確保する仕組みを構築していただきたい。

その際、国庫補助金、地方道路整備臨時交付金、地方道路譲与税など従来から地方に充てられていた道路整備財源以上の額を「地方

枠」として確保し、地方財源の充実強化を図っていただきたい。さらに、地方行政の混乱を招かないよう地方税制の改正等は適切な時期に行っていただきたい。

2 地方の意見を反映した新たな道路整備計画の策定

新たな道路整備計画の策定にあたっては、地方の遅れている道路整備状況を踏まえ、地域の行政を担っている地方自治体の意見を十分に反映させ、地方が必要としている道路を整備計画に確実に盛り込んでいただきたい。

3 暫定税率の失効期間中の減収に対する適切な財源措置

今回の暫定税率の失効期間中の地方の減収に対して、地方債といった形ではなく、地方特例交付金などにより、早急に国の責任において適切な補てん措置を講じていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月24日

愛知県北名古屋市議会

|        |    |    |   |
|--------|----|----|---|
| 内閣総理大臣 | 福田 | 康夫 | 様 |
| 総務大臣   | 増田 | 寛也 | 様 |
| 財務大臣   | 伊吹 | 文明 | 様 |
| 国土交通大臣 | 谷垣 | 禎一 | 様 |